

(広報資料)

令和3年9月13日

京都市建設局

担当：自転車政策推進室

電話：075-222-3565

自転車利用時のルール・マナーに係る啓発チラシの配布について

京都市では、道路、公園等の機能を保全するとともに、良好な都市環境を守るため、駅周辺や市街地に放置された自転車及び原動機付自転車（以下「放置自転車等」という。）の撤去に取り組んでいます。

この度、10月1日から実施する放置自転車等撤去保管料の改定に合わせて自転車利用時のルール・マナーに係る啓発チラシを作成し、下記のとおり配布しますのでお知らせします。

記

1 配布開始日

令和3年9月13日（月）～

2 配布場所

各区役所，支所，図書館，青少年活動センター 等

※ 上記以外に，子育て施設，小学校，中学校，高等学校等に配布

3 配布するチラシ

【幼児・小学生向け】※ 幼児向けのチラシはひらがな表記です。



【中学生以上向け】

